本号で公布された法令のあらまし

◇特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第三一八号）（厚生労働省）

特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、令和三年一二月一日とすることとした。

◇特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会令（政令第三一九号）（厚生労働省）

1　特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会（以下「審査会」という。）は、委員二〇人以内で組織すること等とした。（第一条関係）

2　委員及び臨時委員は、医療、法律等に関して優れた識見を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命すること等とした。（第二条関係）

3　委員の任期は、二年とすること等とした。（第三条関係）

4　審査会に会長を置き、委員の互選により選任すること等とした。（第四条関係）

5　審査会は、その定めるところにより、部会を置くことができること等とした。（第五条関係）

6　審査会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができないこと等とした。（第六条関係）

7　審査会の庶務は、厚生労働省労働基準局労災管理課において処理することとした。（第七条関係）

8　この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定めることとした。（第八条関係）

9　この政令は、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行することとした。

◇児童福祉法施行令の一部を改正する政令（政令第三二〇号）（厚生労働省）

1　東京都板橋区を児童相談所設置市に指定することとした。（本則関係）

2　この政令の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第二項関係）

3　この政令は、令和四年七月一日から施行することとした。

政　令

特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年十二月一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百十八号

特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（令和三年法律第七十四号）附則第一条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律の一部の施行期日は、令和三年十二月一日とする。

厚生労働大臣　後藤　茂之
内閣総理大臣　岸田　文雄

特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年十二月一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百十九号

特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会令

内閣は、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（令和三年法律第七十四号）第十六条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（組織）

第一条　特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会（以下「審査会」という。）は、委員二十人以内で組織する。

2　審査会に、特別の事項を審査させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3　審査会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（委員等の任命）

第二条　委員及び臨時委員は、医療、法律等に関して優れた識見を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

2　専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

（委員の任期等）

第三条　委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員は、再任されることができる。

3　臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する審査が終了したときは、解任されるものとする。

4　専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

5　委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。